

2007年10月11日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

戸籍に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2007年9月28日付けで諮問（第274号）された戸籍に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 目的外提供の相手方

横浜地方法務局藤沢支局長 志村 勉

(2) 目的外提供依頼のあった個人情報

戸籍法第12条の2に基づく除籍謄本及び改正原戸籍の請求を行う際に使用された職務上請求書の写し並びに当該請求に係る除籍謄本及び改正原戸籍の交付日

(3) 目的外提供に対する実施機関の考え

ア 目的外提供に係る個人情報の内容

本件の目的外提供に係る個人情報は、戸籍法第12条2に基づく除籍謄本及び改正原戸籍の請求を行う際に使用された職務上請求書の写しである。

イ 照会の法的位置付け

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、戸籍法第3条第2項の規定に基づくものである。

戸籍法第3条第2項の規定は、「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。この場合において、戸籍事務の処理の適正を確保するため特に必要があると認めるときは、指示することができる。」こととなっている。これは戸籍事務の処理の適正を確保するに当たり市区町村長に対する照会による報告の請求権を認めたものであり、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件の照会は、戸籍制度に対する国民の信頼を揺るがすことになりかねない極めて遺憾な事件に対し、戸籍制度を所管する法務局が不正の事案の全容解明に向けて調査を行っているもので、不正の事実が明らかになった場合は刑事告発を行うものである。

ウ 目的外提供の必要性

この調査を行うにあたっては、職務上請求書に記載されている内容が事実と相違ないかを確認する必要があることは明白であり、この目的外提供に係る個人情報は、職務上の請求書によってしか得られないものである。

また、本件の照会が、戸籍制度に対する国民の信頼を回復するため、また、公共の秩序安寧を維持するために必要な調査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われたものであるから、照会そのものの正当性及び公益性は認められ、また、正当な照会であることを確認している。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

(4) 目的外提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外提供する場合は、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、調査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該調査の遂行に支障が生じてしまうということを横浜地方法務局藤沢支局に確認していることから、本人に通知しないことについて合理的理

由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(5) 提出書類

- ア 職務上請求用紙を使用した戸籍謄抄本等請求用紙の写しの交付について
(依頼)の写し
- イ 職務上請求書
- ウ 戸籍法(第3条第2項, 12条の2)
- エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

この調査を行うにあたっては、職務上請求書に記載されている内容が事実と相違ないかを確認する必要があることは明白であり、この目的外提供に係る個人情報、職務上の請求書によってしか得られないものである。

また、本件の照会が、戸籍制度に対する国民の信頼を回復するため、また、公共の秩序安寧を維持するために必要な調査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われたものであるから、照会そのものの正当性及び公益性は認められ、また、正当な照会であることを確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略することの合理的理由について

個人情報を目的外提供する場合は、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、調査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該調査の遂行に支障が生じてしまうということを横浜地方法務局藤沢支局に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上